

2020(令和2)年度 学習院大学法科大学院自己評価書

2021(令和3)年3月

法科大学院自己点検・評価委員会

はじめに

本評価書は、学習院大学法科大学院（以下「本法科大学院」という）の教育研究水準の維持向上を図り、設立の目的と社会的使命を達成するために、「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」（2007(平成19)年4月1日施行）に基づき、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度の教育研究活動の現状について自ら点検評価を行い、公表するものである。

自己・点検評価は、上記規程第2条に基づき、9つの項目について章ごとに行う。

第1章 本法科大学院の理念及び目的

第2章 教育の内容及び方法

第3章 成績評価及び修了認定

第4章 入学者選抜

第5章 学生の支援体制

第6章 教員組織

第7章 管理運営

第8章 施設、設備及び図書館

第9章 社会への対応

記述の方法としては、個別事項ごとに、(a) 現状の分析、(b) 点検・評価、(c) 改善の方策といった3区分に従い執筆した。

第1章 本法科大学院の理念及び目的

(1) 理念及び目的の適切性について

(a) 現状の分析

2004(平成16)年4月の開設以来、法曹養成に特化した法学教育を行うプロフェッショナル・スクールとして、本法科大学院では、国民のための司法の担い手として活躍することのできる法曹の養成を目的としてきた。社会生活上の医師としての法曹を育成すること、法に基づき公正かつ合理的に紛争を解決することのできる法曹の養成を重視してきた。市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで、多様な形で生起する法律問題に適切に対処することができるよう、人権感覚、国際的視野のほか、高度な専門的知識を備え、実務を的確にこなすことのできる能力を身につけた法曹の育成を目的とする。本法科大学院では、以上の見地から、社会に貢献しようという志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことを教育上の最重要目標としてきた。

上記の目的から、教育課程においては、企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域で活躍することが期待でき、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれとしてもその職責を十分に果たすことができるオールラウンドな能力の涵養に力点を置いてきた。

法科大学院制度は当初の構想どおりには展開しておらず、現在は第二の司法改革の途上であり、法科大学院を取り巻く環境も常に大きく変動している。こうした大きな変化にもかかわらず、意欲ある志願者を集め、入学者の学力に応じて丁寧で段階的な教育指導を行うことによって、上記目的を地道に達成していくことは、社会から変わることなく求められていると考えている。

(b) 点検・評価

本法科大学院においては、国民の司法を担うための法曹を養成するための専門教育機関であることを重視して、法的思考力を鍛え、書く力、話す力を身につけることが重要であるといった観点から、教育を実施している。こうした認識は学生にも広く浸透し、毎日の地道な学習を通じて上記能力を高めることが法曹としての活躍につながるものが自覚されてきた。

(c) 改善の方策

上記のような現状に鑑みると、本法科大学院の教育理念・目標に関する限り、特に改善を要する点は認められない。もっとも、法科大学院をめぐる環境の変化を正確に分析し、上記目的を達成するために必要な方策を模索するなど、今後も一層の努力を進めていくことが必要である。

(2) 理念及び目的の周知徹底について

(a) 現状の分析

本法科大学院の理念・目的・教育目標等については、毎年度刊行している本法科大学院の広報誌において説明するほか、本法科大学院のホームページなどに掲載して周知を図っている。また、法科大学院に関心をもち、あるいは進学を希望する人たちに向けて毎年大学の内外で行っている複数の法科大学院入試説明会でも本法科大学院の理念・目的・教育目標等を説明し、希望者には個別面談の形をとって丁寧に説明している。さらに、法科大

学院の在學生に対しても、法科大学院が単なる司法試験の予備校ではなく、法曹養成のための高度な法学専門教育を施す場であることを、繰り返し機会を捉えて周知徹底している。

(b) 点検・評価

本院の理念を周知徹底するための手段として、従来、新聞等のメディアを用いてきたが、費用対効果がそれほど優れていないとの判断から、現在では、ホームページを通じての情報提供を中心に行っている。ホームページを閲覧し、本院に関心をもった人たちに周知徹底するために、年に複数回開催している説明会などにおいても、教育理念等を噛み砕いた仕方で説明するとともに、希望がある場合には、個別面談にも応じている。

(c) 改善の方策

法曹志望者を掘り起こし、本院の理念を周知徹底するため、弱い関心をもつ人たちを強い関心へとつなげていくさらなる方法の模索が必要になろう。さらに、現在法科大学院で法曹を目指して勉学に励んでいる学生たちに対して、各種の授業や行事を通じて、どのような法曹になろうとしているのか、なぜそれを目指すのか、繰り返し自覚を促し、国民のための司法を担う法曹を養成するという本法科大学院の理念・目的・教育目標等を周知徹底させることが必要だと考えている。

(3) 人材養成という観点からみた理念・目的の達成状況について

(a) 現状の分析

2015(平成 27)年から 2019(平成 31)年までの 5 回の司法試験において本法科大学院から合計 60 名の最終合格者を出している。2019(平成 31)年の司法試験においては、受験者 57 名中 6 名が最終合格し、合格者数は 61 校中 32 位(合格率は 11.8%(61 校中 46 位))となっている。

(b) 点検・評価

数字に現われたこれまでの司法試験の結果は、決して満足すべきものではないと考えている。法科大学院の理念・目的の基本を崩すべきではないが、個々の学生の能力に応じて丁寧に教育指導を行っていく必要性は年々高まっている。

(c) 改善の方策

司法試験は、法科大学院における教育の成果を確かめるための試験であり、自分の頭で事案を整理し、問題点を発見し、合理的で妥当な解決を導き出し、結論と根拠を的確に表現する能力を身につけているかどうかを試すものである。そのような力を培うことが結果的に新司法試験の合格実績につながるはずであり、本法科大学院としては、法律基本科目を中心に丁寧に時間をかけて個々の学生の能力向上に努めていく所存である。

第2章 教育の内容及び方法

(1) 授業形態と単位の関係について

(a) 現状の分析

講義及び演習については、15回の授業をもって2単位としている。演習科目に分類される「法学入門演習」及び「法文書作成指導（1～4）」については、8回の授業をもって1単位としている。「エクスターンシップ」については、夏期（8月から9月）に2週間程度の集中講義として実施し、単位数は1単位としている。また、共に第2学期科目である「刑事訴訟法入門1」と「刑事訴訟法入門2」については、2017年度から、1と2を併行して開講することをやめ、1についての週2コマの授業と定期試験を行ったあと、2の授業を行うという、クォーター制を実質上採用している。また、第1学期科目である「刑事模擬裁判」と「刑事実務」についても、2019年度から、同様のクォーター制を採用するかたちで、授業を実施している。

(b) 点検・評価

本法科大学院は、1学年の定員が30名（法学既修者24名、未修者6名）であり、2019（平成31）年度の入学者は、29名（法学既修者17名、法学未修者12名）であるため、いずれの科目についても、20名程度以下の少人数クラスで授業を行っている。また、講義形式であるか演習形式であるかを問わず、双方向・多方向の授業が行われており、予習・復習に要する時間の点でも、単位数の計算において講義と演習とを区別する合理性はない。したがって、講義と演習については、単位の計算方法を統一している。

「民事模擬裁判」については、かつては1単位であったが、授業時間外で学生が準備することが多いため、2011（平成23）年度から2単位とし、現在に至っている。

「法文書作成指導（1～4）」については、各担当教員によって授業の進め方が異なるが、文書の作成のために判例・文献を調査し、読み込む必要があるため、課題の提出とその講評は2週間に1回程度とし、その間に質問がある場合には、担当教員と個別面談をするのが、標準的な方法である。この方法であれば、1単位が適切であると考えられる。また、2019（平成31）年度から、クラス間における教育内容の統一を図るため、2年次配当の1及び2（各3クラス）の担当をそれぞれ同じ3名の教員による輪講形式とした。また、3年次配当の3及び4（各2クラス）については、学生を2分すると共に、民事系の実務家教員のクラスと刑事系の実務家教員のクラスを設け、第1学期に一方のクラスを履修した学生は第2学期にはもう一方のクラスを履修するかたちに変更した。

「エクスターンシップ」については、実施期間が2週間程度であること、複数回履修が可能であることなどから、1単位が適切であると判断したものである。

(c) 改善の方策

各授業科目の単位計算方法は妥当であると思われる。なお、法文書作成指導については、その実務科目としての特性を鮮明にするため、2020年度入学生から、従来の1と2を廃し、3と4（3年次配当であることに変更はない）については2019年度の実施方法を踏襲すると共に、名称をそれぞれ専ら実務家教員が担当する民事起案と刑事起案に変更する予定である。

(2) 単位互換方式について

(a) 現状の分析

本学専門職大学院学則第 13 条は、単位認定について以下のように規定している。

「第 13 条 本法科大学院は、法科大学院履修規程の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。」

ここでいう「学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位」について、法科大学院履修規程（以下、「履修規程」という）第 5 条第 1 項は、「学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、33 単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある」と規定し、同条第 2 項は、「学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合」にもこれに準ずる扱いがされることを定めている。また「学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）」を本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす場合の単位数については、履修規程第 6 条第 2 項において、「前条の規定により本法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 24 単位（ただし、同条でみなすことがある単位のうち、24 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする」と定めている。さらに、履修規程第 7 条第 1 項において「法学既修者である学生については、第 5 条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、9 単位を超えないものとする」と定め、同条第 2 項において「法学既修者である学生については、前条の規定は適用しない」と定めている。

これらの規定により、法学既修者である学生については、履修規程第 1 条第 2 項により入学時に修得したものとみなされる 24 単位のほかに、本法科大学院に入学後、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を 9 単位まで本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがあるにとどまり、入学前に大学院において修得した単位について修得単位とみなすことはない旨が明らかになっている。

なお、学生が本法科大学院に入学後、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、現在、単位互換の協定を締結している他の大学院がないため、行っていない。

(b) 点検・評価

すでに述べたように、現在は単位互換の協定を締結している大学院または外国の大学院がないため、学生が本法科大学院に入学後、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を認定することは行っていない。これは、本法科大学院においては、法律基本科目のほか、展開・先端科目、基礎法科目が数多く提供されており、単位互換の必要はとくに認められなかったという理由による。

(c) 改善の方策

単位互換制度を導入する可能性については、今後、検討する余地はあるようにも思われる

が、本法科大学院で提供する科目を充実することは重要であり、安易に単位互換に頼るべきではないと考えられる。

(3) 社会人学生、外国人学生に対する教育上の配慮について

(a) 現状の分析

本法科大学院においては、社会人を相当数受け入れているが、社会人についてだけ、他の学生と異なる教育課程を編成したり、特別な教育研究指導を行ったりするといったことはない。外国人留学生については、受け入れていない。

(b) 点検・評価

社会人が勤務を続けながら法科大学院に在籍する場合には、社会人を対象とした特別な授業科目の履修を認めたり、長期履修制度を設けたり、授業時間割において配慮をしたりするといった工夫が必要であるという考え方もあり得る。しかし、前述のように、本法科大学院は定員が30名と小人数であり、しかも入学者が定員を下回っている現状において、そのような特別な方策・配慮の行うことは現実的ではない、しかも、法科大学院の授業科目の履修に際しては、予習・復習や課題の提出などにきわめて多くの時間が必要であり、社会人でない学生であっても、時間的な余裕はないのが通常であるところ、本法科大学院において、社会人入学生は、入学前に勤務先から休職の許可を得て、学業に専念しており、社会人入学生からの不満もでていない。

ただし、たとえば、子どものいる学生がたまたま授業時間に子どもの学校行事に参加しなければならないような場合には、そのことに配慮する必要があると思われる。本法科大学院においても、そうした個別の配慮は行っており、それで、社会人に対する適切な対応が可能であると考えられる。

(c) 改善の方策

以上の理由から、現段階では、社会人に対する教育課程編成や教育研究指導において特別な方策や配慮を行う必要はないと考えられる。

(4) 生涯学習への対応について

(a) 現状の分析

かつては、企業で勤務しすでに定年を迎えた者や司法書士として長年の実務経験を積んでいる者が、法曹資格を取得するために本法科大学院に入学した例もあった。現在でも、定年後に法曹資格の取得をめざす社会人に対して門戸を開いており、人数は少ないながらも定年後に本法科大学院に入学する者も存在する。

2015年度から、「法曹リカレント教育プログラム」を開始し、正規の授業として展開している労働法、知的財産法、国際私法、租税法及び経済法の授業に弁護士を聴講生として受け入れる取組を行っている。

また、リカレント教育に特化したものとして、2017（平成29）年11月から12月にかけて、法務研究所主催で「離婚と子どもをめぐる紛争の解決」という講座を4回開催した。また、2018（平成30）年11月には、同じく法務研究所主催で「親の離婚における子どもの福利を確保するための歩み」という講座を行った。

(b) 点検・評価

能力・意欲のある社会人を学生として受け入れることは、教員や他の法科大学院学生も知的刺激を受けるなど、よい効果をもたらすことが過去の経験から明らかになっている。今後とも、希望者があれば、入学試験の成績を考慮したうえで受け入れるべきである。

社会人再教育という観点からは、科目等履修生や聴講生として社会人を受け入れることがあってもよいと思われる。

正規の授業は、平日に行われているので、ここ数年受講者は存在しない。法務研究所主催のリカレント教育に関しては、土曜の昼に開催したため、一定の受講者は存在するが、労力もかかるため、継続して行うのは難しい。

(c) 改善の方策

今後は、長期履修制度など多様な履修モデルを提供することにより、多様な社会人を学生、聴講生、科目等履修生などの形で受け入れることを検討したい。

(5) カリキュラムにおけるケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合について

(a) 現状の分析

修了に必要な単位 107 単位（既修者については 102 単位）のうち、必修科目である「法文書作成指導」4 単位は、3～4 名程度の少人数の授業科目であり、毎回、課題について討論をし、レポートを作成することを目的としている。2019 年度から開講形態が変更されたことについては前述した。その他の科目においても、教員と学生の間や学生相互間で討論をするのが慣例となっている。また、実務家教員の担当する科目においては、実際の事件に関する教材を用いたケース・スタディも行っている。

(b) 点検・評価

特定の課題について、学生が分析し、討論をする授業は、少人数であれば学習効果が上がる。本法科大学院の授業の履修者は最大で 20 名程度であり、前述の「法文書作成指導」や選択科目においては 3～4 名という規模で授業を行っている。そうした少人数の授業においては、ケース・スタディやディベートが効果的に行われている。

(c) 改善の方策

少人数の法科大学院であることのメリットを生かして、討論を中心とした授業の効率をいっそう上げるべきである。

(6) 高度職業人の活動を倫理面で支える授業科目について

(a) 現状の分析

第 2 年次第 1 学期または第 3 年次第 1 学期の配当科目として、「法曹倫理」（必修科目）を開講している。専任の実務家教員（派遣検察官）が担当し、外部の法曹関係者にゲストスピーカーとして参加していただくという形式をとっている。理論と実務の両面から、法曹として遵守すべき行動規範を講義するのが、この科目の目的である。

(b) 点検・評価

「法曹倫理」は、法曹としての倫理を実例に即して教授するものであり、効果が上がって

いるものと思われる。もっとも、以前、認証評価機関から、成績評価において客観性が担保されていないなどの問題点を指摘されたことがあったため、以下に述べるように、改善策を実施している。

(c) 改善の方策

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設は、現状で十分であると考えます。成績評価については、試験によることとし、実務家教員が出題及び採点にあっている。

(7) 教育内容・方法の水準を維持する方途について

(a) 現状の分析

授業を担当する教員は、基本的に専任教員または法学科所属の教員である。非常勤講師が担当する科目は、原則、専任教員が病気で休職した場合や在外研究のため授業を担当できない場合において、弁護士に講演を依頼した場合などに限られている。ただし、刑事模擬裁判と刑事実務に関しては、専任の実務家教員と共に、特別招聘教授が非常勤として担当している。

担当教員によっては、判例や論文、資料などを編集した副教材を作成し、履修する学生全員に無料で配布する例もある。学生が、当該授業科目に関する基本書を熟読し、その内容を理解していることを前提として、さらに高度な理論を学習することを目的とするものである。

(b) 点検・評価

専任教員が授業を担当することは、毎年の教育内容・方法の水準を一定以上に維持するうえで極めて重要であると考えられる。やむをえず非常勤講師が担当する場合にも、十分な研究・教育実績のある教員を選んで依頼することが望ましい。本法科大学院においては、こうした方針で担当者を決定しており、高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準が維持されているものと思われる。また、教材の作成・配付も、教育内容の高度化に役立っているものとする。

(c) 改善の方策

担当教員の決定についての従来の方針及び教材の作成・配付については、今後も維持していきたいと考えている。

(8) 独立大学院としての教育課程の適切性について

(a) 現状の分析

本法科大学院の教育課程の特徴は、以下のとおりである。

未修者第1年次で、商法及び行政法を除く法律基本科目を履修し、基本的な知識を身につける。

第2年次では、第1年次で履修した法律基本科目についてさらに知識を修得し、理解力を深めるとともに、商法及び行政法について知識と理解を確実なものにすることを目的とする。また、「法曹倫理」を履修したり、選択必修科目である展開・先端科目、基礎法学科目を履修したりすることもできる。この段階で未修者と既修者とが同一のクラスにおいて学

習し、討論等を行うことによって、学習効果も高まっている。

第3年次では、必修科目の法律基本科目・実務基礎科目のほか、展開・先端科目を履修し、応用力を養うとともに、法律基本科目に関する演習（選択科目）を履修することによって、法律基本科目の学力をさらに向上させることもできる。

(b) 点検・評価

2014(平成 26)年度までの教育課程は、第1・2年次で法律基本科目を集中的に学び、その知識・理解にもとづいて、第3年次で展開・先端科目を履修することにより、法律学全般について効率よく学ぶことができるという考え方にもとづいていた。しかし、法学未修者第1年次における法律基本科目の教育が十分な効果を挙げているかには疑問があり、また、法学既修者コースに入学してくる学生の中には、憲法、民法、刑法以外の法律基本科目の理解が必ずしも十分ではない者が目立つようになった。こうした事情から、第2年次及び第3年次にこれまでよりも多くの法律基本科目を配当する教育課程に変更するために、2014(平成 26)年秋にカリキュラム改革を行った。その結果として、ある程度は、法学未修者が第1年次の法律基本科目の履修において消化不良になることなく、また、法学既修者コースに入学してきた学生の学力の向上を図ることができるように改善された。しかし、同カリキュラム改正後も、とくに法学既修者コースに入学してくる学生のなかには、憲法、民法、刑法以外の法律基本科目の理解が必ずしも十分ではない者が散見され、入学者間におけるそれらの科目の学力差に相当の開きが見られることは否定できない。

(c) 改善の方策

2021(令和 3)年度に予定されている教育課程の改定のもとで、このような問題に配慮しつつ、よりよい教育課程にしていきたいと考えている。

(9) 研究指導の適切性について

(a) 現状の分析

2019(平成 31)年度より、研究倫理の受講、修了を修了要件としている。

また、実務法曹となった場合に必要な判例・文献の調べ方、法律文書作成の技法、口頭のプレゼンテーションの要領などについては、必修科目である「法文書作成指導」において指導を行っている。こうした「研究指導」の現状については、後述(11)を参照されたい。

さらに、本法科大学院修了生が研究論文を執筆した場合、本研究科に併設されている法務研究所の発行する紀要である「学習院法務研究」に、それを掲載することができる。その場合には、修了生であっても、専任教員による論文指導が行われることになっている。

(b) 点検・評価

後述(11)(b)を参照されたい。

(c) 改善の方策

後述(11)(c)を参照されたい。

(10) 履修指導の適切性について

(a) 現状の分析

履修指導については、毎年、年度初めのオリエンテーションにおいて、全員に対して統一

的な説明を行っている。また、第1年次配当の「法学入門演習」及び第2・第3年次配当の「法文書作成指導(1～4)」において、個々の学生からの相談に応じられるようにしている。

(b) 点検・評価

履修指導は、全員について統一的行われることが望ましいが、その反面で、個々の学生の能力に応じて適切な対応を行うことも求められる。本法科大学院においては、この両者を実践しているものと考えられる。

(c) 改善の方策

2020年度入学生から、2年次生に向けては「法文書作成指導」が開設されないことになったため、それに代わる学習相談等の履修指導の機会をどのように設けていくべきかが、今後の検討課題である。

(11) 指導教員による研究指導の充実度について

(a) 現状の分析

第1年次配当の「法学入門演習」及び「法文書作成指導」において、担当教員が学生に対して個別に研究指導を行っている。その内容は、授業の履修の仕方から判例・文献の調べ方、法律文書作成の技法、口頭のプレゼンテーションの要領、説得力ある文章の作成・議論の展開など、広範囲にわたっている。これらのいずれに重点を置くかは、学年や個々の学生の能力・到達度に応じて、指導教員が適宜、判断している。

(b) 点検・評価

実務法曹に必要とされる能力のうち、論理的で明晰な文章を書く能力及び相手の議論を正確に理解し、説得力ある議論を展開することのできる能力は、教員の個別の指導によって相当な向上が期待できるものである。本法科大学院における「法文書作成指導」は、そうした趣旨にもとづき、1クラスあたり6～7名以下の少人数の学生を対象として、個々の学生の能力・到達度に応じたきめ細かな指導を行うものであり、学生の満足度も極めて高いことが、授業評価などから明らかになっている。

(c) 改善の方策

2020年度入学生から、2年次生対象の「法文書作成指導」が廃止されることに伴い、それに代替する2年生に対する研究指導のあり方を、2021(令和3)年からの教育課程の改正の中で検討してゆかなければならない。

(12) 教員間、学生間、その双方の間の学問的刺激を誘発する措置について

(a) 現状の分析

以前は、教員間で、学期に1回程度の割合でスタッフセミナーを開催し、研究成果の発表と意見交換を行っていた。また、授業において教員と学生の間、あるいは学生間で双方向・多方向の討論を行う中で、学問的な刺激を誘発する機会もあった。現在は、教員間で研究成果の発表と意見交換を行う機会はなく、また、授業を通じて学問的な刺激を受ける機会も減っている。

(b) 点検・評価

教員間で研究成果を発表し、意見交換を行うためには、個々の教員が十分な研究時間をも

ち、研究成果を挙げていることが必要不可欠である。教員の研究が充実していれば、それを授業に反映させ、学生に対して学問的な刺激を与えることもできる。そのためには、個々の教員が十分な研究時間を確保できるようにすることがぜひとも必要である。しかし現在は、複数回(年5回)にわたる入試の問題作成や受験生・入学者を確保するための説明会の開催、文部科学省に提出する書類の作成などに時間をとられ、十分な研究時間を確保することが困難になっていることは否めない。

そうしたなかであっても、研究休暇制度を活用し、海外留学や国内研修に従事する教員が毎年存在することは、評価すべきである。

(c) 改善の方策

法科大学院制度に対する信頼が回復され、多くの有望な学生が本法科大学院を受験し、入学してくれることに期待するとともに、教員による研究休暇制度の利用をいっそう促進することが必要であると考えられる。

(13) 教育効果の測定方法について

(a) 現状の分析

小規模校であるので、個別の学生の学習に対する姿勢や学習進捗状況については、組織的な対応をとくにしなくても、多くの教員は学生全員について面識があり、その状況をほぼ把握できている。とくに、1年次(法学未修)生に関しては、1学年に数名しか在籍していないことから、1年次科目を担当する教員はそれぞれ個別の学生に関する情報を把握することが容易な体制となっている。

また、(16)において述べるように、各学期の終了前に授業評価アンケートを実施し、学生の授業内容に対する評価や感想、学習態度などを把握している。

(b) 点検・評価

授業評価アンケートを通じて、学生の満足度や理解度をある程度は個別に把握することができる。しかも、授業が少人数で行われるため、それぞれの学生の反応をみることで、学生ごとに教育指導の効果を測定することが可能である。

(c) 改善の方策

教育効果についての教員の理解を促進するうえでは、教員間の学生に関する情報の共有が非常に有効であると思われる。情報管理に配慮しつつ、教授会と同日に開催されるファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会を通じて情報共有を進めている。

(14) 教員の教育指導方法の改善に対する組織的取り組みについて

(a) 現状の分析

研究科長は、教授会とは別に、通常は教授会の終了後において、原則、教授会構成員全員が出席するファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会を、学期に数回、開催している。話題は、当該年度の学生の特徴とそれに対する教育上の工夫の提言などであり、教育方針、教育方法について問題点を洗い出し、改善策を検討する場となっている。

(b) 点検・評価

ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会は、教授会構成員全員が、学生に関する

教学上の情報を多角的に共有する場となっており、積極的に評価できる。とくにカリキュラムの検討などについては、委員会方式に見られるように一部の教員に委ねることなく、広く意見を聴取し、共有するための貴重な機会である。

かつては、教員相互の授業参観を組織的に行い、各教員が他の教員の授業方法を参考にして授業方法の改善を図るなどの取組を行っていた。認証評価が行われた2012(平成24)年度に中止して以降は、しばらく実施されなかったが、2017(平成29)年度には再度実施された。

(c) 改善の方策

ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会は、今後も、研究科全体で教育に携わるために積極的に活用する予定であるが、教授会と同じように、年間スケジュールをある程度立てて、年度初めに日時と話題を予告するなど、制度化について検討する余地がある。そのことによって、個々の教員も問題意識を持ち、適切なタイミングで話題を提供することが容易になると思われる。もっとも、制度化は硬直した対応をもたらす危険もあるので、制度化がどの程度望ましいのか、望ましいとするならば、どの程度厳格に運用すべきかについては慎重に検討すべきであろう。

また、授業参加については、入試の複数回化に伴う教員の負担増の問題があるだけでなく、本学の教員は同じメンバーで固定されている傾向にあり、既にお互いの授業内容・方法についてよく知っていることもあり、毎年行う必要はないといえよう。ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会で、適宜授業参観の必要性について柔軟に検討してゆくべきであろう。

(15) シラバスの適切性について

(a) 現状の分析

研究科のシラバスにおいては、授業概要、到達目標、授業内容、授業方法、準備学習、成績評価の方法・基準、教科書、参考文献、履修上の注意等が記載事項となっている。その目的は、個別具体的な授業科目において取り上げられる事柄を授業計画として全体の俯瞰図を提供し、課題や試験の実施態様などを含む評価の方針などを授業開始に先行して明示することにより、学生が計画的に受講の準備ができるよう予め授業計画を周知するとともに、方針や基準を予め周知することで評価が恣意的ではなく、客観的で信頼できることを保証することである。

この観点からシラバスを検討すると、まず、全ての開講科目についてシラバスが存在し、G-Port上で学生に公開されている。次に、個別の記載においては、粗密はあるものの、大部分は、記載されている指定の教科書と合わせて利用することで授業計画についての事前予告機能を果たしており、教科書の指定がない場合でも、参考文献や準備学習の記載から授業内容についての具体的なイメージを描くことができるので、同じく事前予告機能を果たしているといえることができる。評価方法に関しては、教室における質疑応答などと試験の成績とを勘案するものが大半である。

(b) 点検・評価

シラバスに記載される成績評価の方法・基準について、以前は、定期試験と授業への貢献

度（質疑応答における発言の内容等）の割合が明らかでなく、評価の客観性、信頼性を確保するうえで問題があった。そのため、2008(平成 20)年度から、割合をパーセンテージで示す方法に改めている。

(c) 改善の方策

2008(平成 20)年度以降のシラバスの記載については、特段の問題も指摘されておらず、また、20015(平成 27)年度からは到達目標を記載するなど、充実が図られているので、この方式を維持するべきである。

(16) 学生による授業評価について

(a) 現状の分析

毎年、7月上旬と12月中旬に、大学とは別の質問項目を設定した授業評価アンケートを実施している。

授業評価アンケートの実施については、回収率を確保するため現在では、期間中の授業の際に担当教員がアンケート用紙を配付して実施している。

個別の授業に関する評価の結果は担当教員に文書及びグラフとして伝達されている。

評価の結果から、担当教員が改善を要する問題があると判断した場合には、改善の方法を学生に周知することとされている。

(b) 点検・評価

回収率は高い。

また、アンケート用紙には自由記載欄が設けられているため、その記載を、具体的な改善策を検討するうえで参考にすることができる。

(c) 改善の方策

現状を改善する必要性はとくにないものと考えられる。

第3章 成績評価及び修了認定

(1) 学生の資質向上を検証する成績評価法について

(a) 現状の分析

成績評価は、上位から、秀、優、良、可、不可の5段階で行っている。秀、優、良、可が合格、不可が不合格の評価である(学習院大学法科大学院履修方法等に関する要項 11.1)。100点満点で60点未満を不可とする点は絶対評価であるが、秀、優、良、可は相対評価とし、秀10%、優30%、良40%、可20%を目安としている。また、各成績割合の±10%を教員の裁量の幅がある。ただし、法学入門演習、法文書作成指導、民事起案、刑事起案、法曹倫理、エクスターンシップ及び受講生数が10人未満の授業科目については、この目安は適用されない(成績評価についてのガイドライン)。以上の成績割合の目安はホームページにも公表されている。

第1年次及び第2年次からの進級の要件は、当該年次に配当される必修科目(次の年次において履修が可能とされているものを除く)すべての科目の単位を修得していること、及び当該年次における成績についてGPAの値が1.5以上であることである。さらに、第1年次から進級するためには、共通到達度確認試験において、教授会構成メンバーによって構成される共通到達度確認試験結果判定委員会が定める成績を満たさないと進級を認めない(学習院大学法科大学院履修規程第4条第1項)。ただし、第2年次からの進級については、当該年次に配当される必修科目(次の年次において履修が可能とされているものを除く)1科目の単位を修得していない場合でも、第2年次における成績についてGPAの値が1.8以上である場合には、第3年次へ進級できるものとされている(同第4条第2項)。ここで、GPAは、各科目の成績評価を成績点数(秀=4点、優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点)に換算し、該当する成績点数に科目の単位数を乗じたものの合計を総履修単位数で除し、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値をとることで算出される(学習院大学法科大学院履修規程注)。

進級できなかった学生については、秀又は優の評価を得た科目の単位を除き、当該年度の修得単位はすべて無効となる(同第4条第3項)。

学生に配付するシラバスにおいて、必ず成績評価の方法・基準について、成績評価において考慮される要素とその割合を含めて記載すべきものとされており、実際に、すべての科目について、シラバスに成績評価の方法・基準が記載されている。

また、学生が日々の授業において真剣に学習を進めるよう促すため、第1学期末または学年末の試験結果以外に、授業に対する積極度を評価するための平常点を加味することとされており、実際にすべての科目について、最低でも5%、概ね10~20%程度、平常点が加味されている。

成績評価の基準に従って成績評価が実施されていることを確保するため、教員が採点した答案は学生に返却されている。そして、成績評価について説明を希望する学生には教員が個別に面談を行い、また、試験後の9月、2月、3月に講評の機会を設け、そこで試験の出題趣旨を解説し、優秀答案などを用いて、受講者全体に対する問題の解題、説明もしている。さらに、成績に関し疑義がある学生は、所定の期間において成績調査願を提出して調査を依頼することができる(学習院大学法科大学院履修方法等に関する要項11.4)。

法学入門演習、法文書作成指導、民事起案、刑事起案、法曹倫理、エクスターンシップ及び受講生数が10人未満の授業科目を除いた全ての授業科目に関し、成績の分布を学期ごとに学生へ公表している。さらに毎年、各科目の試験問題や採点のポイントを記した『法科大学院の試験』という冊子を作成し、学生に配付している。これは、試験問題の内容及び水準を公表することにより学生の学習に資することを期待すると共に、厳格で公正な採点が行われていることを制度的に保障する機能も有している。

[標準修業年限修了率]

修了年度	コース	標準修業年限 修了者数	標準修業年限 修了率
2015年度 (H27年度)	法学未修者	3名	60.0%
	法学既修者	14名	82.4%
2016年度 (H28年度)	法学未修者	4名	57.1%
	法学既修者	10名	76.9%
2017年度 (H29年度)	法学未修者	2名	33.3%
	法学既修者	6名	54.5%
2018年度 (H30年度)	法学未修者	3名	42.9%
	法学既修者	9名	75.0%
2019年度 (H31年度)	法学未修者	2名	50.0%
	法学既修者	3名	50.0%

(b) 点検・評価

本法科大学院における成績評価については、設立当初、当該年次に配当される必修科目のうちいずれかの科目の単位を修得していないときは、次の年次に進級することができず、次年度において改めてすべての科目について改めて単位を修得すべきものとされており、その点では厳格なものであった。しかし他方、必修科目について単位の修得ができなかった場合についての再試験制度が認められており、成績水準に関するいわゆる GPA 要件は課されていなかった。その後、2008(平成 20)年度入学者からは、不可の評価を得た科目が3科目以上である場合は再試験の受験を認めないこととされ、それとともに、進級できないものとされた場合でも、秀又は優の成績評価を得た科目については、次年度の再履修は不要とされた。また、2009(平成 21)年度入学者からは再試験制度が廃止され、進級及び修了について GPA 要件が導入された。さらに2011(平成 23)年度入学者からは GPA 要件が緩和され、第2年次からの進級については必修科目1科目の単位を修得していない場合でも、GPAの値が1.8以上の場合は進級可能とされた。

進級の要件についてはこのように、近年はやや緩和の方向で変更されたところである。厳格な進級要件を課すことには、学生が目先の成績評価のみに目を向けてしまうという副

作用を伴う面があり、上記に示した進級割合からしても、現在の進級の要件は概ね妥当なものと考えられる。

成績評価の方法・基準が事前に学生にも公表されていること、そこで平常点が考慮されていること、学生に対して成績調査依頼の機会を与えていることは評価できる。また、成績評価の割合について目安を定めているものの、各成績割合について±10%の幅を持たせることによって、柔軟に対応できるようになっている点は評価できよう。成績評価のあり方については、これまでも、教授会やFDにおいてしばしば取り上げられており、厳格な成績評価という理念は共有されている。

(c) 改善の方策

成績評価のあり方についてはさまざまな意見があり、今後とも教授会等において議論を進めていく。

実際の成績評価割合が目安に沿っているか否かについては、成績提出前に割合の目安に対する丁寧な説明を心がけ、また教授会等において、授業担当者の理解を得るよう努めつつ、その目安の是非も含めて、さらに議論を深めていく。

(2) 学位の授与状況と授与方針・基準並びに高度専門職業人養成機関にふさわしい修了認定について

(a) 現状の分析

本法科大学院においては、平成31年度に修了要件を一部変更した。3年以上在学し、下記のとおり必修科目/選択必修科目を含む総計107単位以上取得すること及びGPAの数値が通算1.5以上であることを修了要件としている。ただし、法学既修者コースの学生については、下記のとおり一定の科目の24単位分については、修得したとみなして、2年以上の在学でこの24単位を含めて総計102単位以上の取得を修了要件としている（学習院大学専門職大学院学則第10条、第12条第6項、学習院大学法科大学院履修規程第1条）。

2015（平成27）～2018（平成30）年度

〔修了するために修得が必要とされる科目の種類及び単位数〕 ()内は法学既修者

必修科目	法律基本科目	公法系	12単位 (12単位)
		民事法系	36単位 (32単位)
		刑事法系	16単位 (16単位)
		法学入門	3単位 (2単位)
	法律実務基礎科目		12単位 (12単位)
選択必修科目	基礎法学・隣接科目		4単位を選択
	展開・先端科目		16単位を選択
選択科目	法律基本科目	8単位を選択（ただし法律基本科目は6単位を上限とする）	
	法律実務基礎科目		
	基礎法学・隣接科目		
	展開・先端科目		

〔法学既修者が本法科大学院入学時に修得したとみなされる授業科目一覧〕

授業科目名	単位数
憲法入門 1	2
憲法入門 2	2
民法入門 1	2
民法入門 2	2
民法入門 3	2
民事訴訟法入門 1	2
民事訴訟法入門 2	2
刑法入門 1	2
刑法入門 2	2
刑事訴訟法入門 1	2
刑事訴訟法入門 2	2
法学入門講義	2

2019（平成 31（令和元））年度

〔修了するために修得が必要とされる科目の種類及び単位数〕（ ）内は法学既修者

必修科目	法律基本科目	公法系	12 単位（12 単位）
		民事法系	36 単位（32 単位）
		刑事法系	16 単位（16 単位）
		法学入門	3 単位（2 単位）
	法律実務基礎科目		12 単位（12 単位）
選択必修科目	基礎法学・隣接科目		4 単位を選択
	展開・先端科目		16 単位を選択
選択科目	法律基本科目		8 単位を選択する
	法律実務基礎科目		
	基礎法学・隣接科目		
	展開・先端科目		

〔法学既修者が本法科大学院入学時に修得したとみなされる授業科目一覧〕

授業科目名	単位数
憲法入門 1	2
憲法入門 2	2
民法入門 1	2
民法入門 2	2
民法入門 3	2
民事訴訟法入門 1	2
民事訴訟法入門 2	2
刑法入門 1	2
刑法入門 2	2
刑事訴訟法入門 1	2
刑事訴訟法入門 2	2
法学入門講義	2

本法科大学院における、入学者数と、対応する年度の修了者数とを対比したものは、下記の表のとおりである。

〔入学年度ごとの学籍異動状況〕

期	入学年度	コース	入学者	修了者数	退学者数	在学者数
12期	2015年度 (H27年度)	法学未修者	6	3	3	0
		法学既修者	13	11	2	0
13期	2016年度 (H28年度)	法学未修者	7	3	4	0
		法学既修者	11	11	0	0
14期	2017年度 (H29年度)	法学未修者	4	2	2	0
		法学既修者	12	11	1	0
15期	2018年度 (H30年度)	法学未修者	6	-	2	4
		法学既修者	6	3	2	1
16期	2019年度 (H31年度)	法学未修者	12	-	2	10
		法学既修者	17	-	2	15

(b) 点検・評価

修了要件の推移については、進級要件の推移とともに、(1)(b)で述べたとおりである。法務博士（専門職）の学位を授与するための要件及びその前提としての進級要件については、法務博士（専門職）の学位を授与するに値する能力及び責任感・倫理観を身につけているか否かを厳格に評価することが当然の前提として求められると考えられる。そして、そのような前提を踏まえて、学生に対する教育効果といった観点から、より適切な要件を課すべく、検討を重ねてきた結果が、上記のような修了要件等の変遷に現れているところである。

現在課されている修了要件及びその前提としての進級要件は、このような検討を重ねた結果、①カリキュラム全体としては、法律基本科目（その中での公法系、民法系、刑事法系の各科目）、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目をバランス良く修得することを求める。②第1年次から第2年次に進級する際には必修科目について1科目でも不可の評価を得た場合は進級できず、またGPAが1.5に満たなかった場合には修了を認めない。そして、再試験を認めず、再履修を求めるという厳格な要件を課す。③他方、進級・修了が認められなかった場合でも、秀又は優の評価を受けた科目については、そのまま単位修得を認める。④第1年次から進級するためには、共通到達度確認試験において、教授会構成メンバーによって構成される共通到達度確認試験結果判定委員会が定める成績を満たさないと進級を認めない。⑤第2年次からの進級については、GPAが1.8以上であり、必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみであるときには第3年次への進級を認める、というものとされている。これらのうち①②は法務博士（専門職）の学位を授与するに値する能力及び責任感・倫理観を身につけているか否かを厳格に評価するために

必要な要件であり、また③は、当該学生が苦手な科目について集中して勉強を進められるようにし、また前期配当科目で不可の評価を得た学生が後期においても真面目に科目を履修する動機を与えるという点で、学生に対する教育効果といった観点から、そして⑤は、このような要件に該当する学生は、進級が認められる学生との間に実力の差は大きくないと考えられることから教育的配慮という観点から、それぞれ設けられた要件であり、望ましいものと考えられる。また、④については、共通到達度確認試験結果判定委員会が本学の共通到達目標にしたがった学習進捗度に応じて進級判定の対象となる設問を選別しており、本学における進級要件としての妥当性を毎年検証しているし、また共通到達度確認試験の成績が優れない学生については個別に面接して学習指導を行うところで、当該試験を学生に対する丁寧な個別指導を行う機会として利用している。

本法科大学院における最近の修了状況を見ると、所定の修業年限を経ても修了要件を満たすことができなかった者が一定の割合で存在していることが分かる。その割合は入学年度ごとに差があるが、修了要件を現在のように定めて以降は、それほど大きな変動はみられないとも言えよう。

(c) 改善の方策

上記の通りの修了要件及びその前提としての進級要件で運用を行っているが、令和5(2023)年より司法試験の受験資格が法科大学院の在学生にも与えられることから、これに対応する進級要件及び修了要件の変更を検討している。

(3) 学位審査の透明性・客観性を高める措置について

(a) 現状の分析

本法科大学院における修了認定の審査は、各科目の成績評価を踏まえて、教授会が行っている(学習院大学専門職大学院学則第12条第5項)。所定の修業年限を満了する学生一人一人につき個別的に修了要件を満たしているか否かを審査・確認し判断している。

(b) 点検・評価

教授会における審査・判定は、所定の在学期間を満了する学生が取得した単位数及びその単位に係わる授業科目という客観的データに基づき行われており、専任教員全員が審査・判定に直接参加していることからその客観性・透明性は適切に確保されていると考えられる。また審査に際しては、学則・学位規程等の明文化された修了認定基準に従って判断しており、学生に明示された認定基準による修了認定という点も適切に確保されている。

(c) 改善の方策

上記のように、客観性・透明性は適切に確保されていると考えられ、特に改善の必要はないと判断している。

(4) 修了者の進路状況について

(a) 現状の分析

本法科大学院が行っている施策のうち、修了生の司法試験合格率を高めるのに役立っているものとしては、学生に対する授業の他、①希望する修了生については、修了後の6カ月間は法務研修生、その後は最長4年間法務研究生(学習院大学専門職大学院学則第20条

第2項、第20条第3項)として、授業の聴講や自習室の利用を認めている、②学外で行われる模擬試験への受験料の補助、といったものが挙げられよう。また、学習院大学法務研究所においても、本法科大学院を修了し現在弁護士として活躍している方々による学生及び修了生に対する指導(「法実務講座」)が行われている。

進路の把握は、司法試験結果と進路報告のアンケートを、修了時に届け出たメールアドレスに送っているが、メールが届かない場合もあり、回答は、半分以下に留まり、現状を把握できていない。

[修了者進路 入学年度別]

期	入学年度	コース	修了者数	司法試験合格	就職	進学・その他	司法試験受験勉強中	不明	
1期	2004年度 (H16年度)	法学未修者	13	5	2	0	0	6	
		法学既修者	50	30	7	3	0	10	
2期	2005年度 (H17年度)	法学未修者	12	1	1	0	0	10	
		法学既修者	33	10	3	1	0	19	
3期	2006年度 (H18年度)	法学未修者	12	4	1	0	0	7	
		法学既修者	40	23	0	0	0	17	
4期	2007年度 (H19年度)	法学未修者	13	4	1	0	0	8	
		法学既修者	34	22	3	0	0	9	
5期	2008年度 (H20年度)	法学未修者	11	3	1	0	0	7	
		法学既修者	39	20*	0	0	0	19	
6期	2009年度 (H21年度)	法学未修者	9	4	1	0	0	4	
		法学既修者	30	17	2	0	0	11	
7期	2010年度 (H22年度)	法学未修者	10	6	0	0	0	4	
		法学既修者	25	8	1	0	0	16	
8期	2011年度 (H23年度)	法学未修者	10	5	1	0	0	4	
		法学既修者	36	13	1	0	0	22	
9期	2012年度 (H24年度)	法学未修者	9	1	0	0	1	7	
		法学既修者	19	9	1	0	0	9	
10期	2013年度 (H25年度)	法学未修者	4	1	0	0	1	2	
		法学既修者	19	9	0	0	1	9	
11期	2014年度 (H26年度)	法学未修者	5	2	0	0	2	1	
		法学既修者	15	7	0	0	2	6	
12期	2015年度 (H27年度)	法学未修者	3	1	1	0	1	0	
		法学既修者	11	3	0	0	8	0	
13期	2016年度 (H28年度)	法学未修者	3	0	0	0	3	0	
		法学既修者	11	1	0	0	10	0	
14期	2017年度 (H29年度)	法学未修者	2	0	0	0	2	0	
		法学既修者	11	1	0	0	10	0	
15期	2018年度 (H30年度)	法学未修者	—	—					
		法学既修者	3	—	0	0	3	0	

*うち1名は予備試験にて合格

〔修了年度別 修了者進路 直近5年間〕

修了年度	コース	修了者数	司法試験合格	就職	進学・その他	司法試験受験勉強中	不明
2014年度 (H26年度)	法学未修者	14	2	1	0	0	11
	法学既修者	20	9	0	0	0	11
2015年度 (H27年度)	法学未修者	3	1	0	0	0	2
	法学既修者	17	8	0	0	3	6
2016年度 (H28年度)	法学未修者	6	2	0	0	3	1
	法学既修者	11	3	0	0	2	6
2017年度 (H29年度)	法学未修者	3	1	1	0	1	0
	法学既修者	8	1	0	0	5	2
2018年度 (H30年度)	法学未修者	3	0	0	0	2	1
	法学既修者	14	1	0	0	11	2

※令和2年3月31日時点で司法試験の結果が判明した過去5年のデータ

(b) 点検・評価

2015(平成27)年から2019(平成31)年までの5回の司法試験において本法科大学院から合計60名の最終合格者を出している。2019(平成31)年の司法試験においては、受験者57名中6名が最終合格し、合格者数は61校中32位(合格率は11.8%(61校中46位))となっている。もとより、小規模校であるが故に、合格者数を増加させることは容易ではないが、司法試験の合格率という見地からも、なお改善の余地があることは否めない。

司法試験合格者数は、2014(平成26)年度から2018(平成30)年度までは二桁を維持していたが、2019(平成31)年度には6名へと激減した。その背景には、学生数の減少に伴い、司法試験受験者数も減少傾向が続いていることもあるが、合格率も低迷していることから、それだけでは説明しきれない要因がいくつか存在していることは明白である。

修了生の就職支援の必要性については認識しており、本法科大学院においても、就職支援担当者を置き、検討を行っている。

また、司法試験合格者に対するサポートとして、合格者セミナーを毎年開催している。これは本法科大学院の実務家教員が中心となり、修了生法曹をゲストとしてお招きし、修習及び就職についての指導を行うものである。

他方、法務博士(専門職)の学位を取得したが司法試験に合格しなかった者あるいは入学当初の進路を変更し司法試験を受験しなかった者については、一般企業等への就職を目指すこととなるが、修了者が一般企業等への就職を検討するのは多くの場合には修了後数年を経過してからであることもあり、その実態の把握は容易ではなく、進路が不明である者が少なくない状況にある。

(c) 改善の方策

本法科大学院の各年度の入学者における司法試験の合格者の割合は、上記のとおりであり、本法科大学院が修了者に必要と考える能力を身につけた学生の多くが司法試験に合格しないという状況にあるとすれば、改善の必要があることは否めないところである。上記

の施策に改善の余地がないか、またそれ以外に法科大学院としてとるべき施策はないか、引き続き検討を進めていくべきである。

また、司法試験に合格した者の就職支援についても、本法科大学院として就職支援担当者を中心に検討を進めるべきである。

さらに、法務研究科に在籍することで法曹としての適性について自ら判断し、将来法曹となる以外に自分の天職があると自己認識した学生に対して、法曹以外の、本人にとりもっともふさわしい進路を選ぶよう奨励することも、法務研究科の重要な役割であると考えられる。そのような見地からは、本法科大学院の修了者の法曹以外の進路についても、十分な配慮が必要と考えられる。司法試験に合格しなかった修了者の就職先については、情報収集が容易ではないことは確かであるが、現在、修了生専用メールアドレスを全学的に付与することを検討している。また、修了生同窓会が準備段階にあり、同窓会の協力のもと現況を把握していきたい。

第4章 入学者選抜

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法について

(a) 現状の分析

(i) 入学者選抜に係る基本的考え方

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹となりうる者を選抜することを基本とし、そのためには選抜に際して法曹資質に係わる学力を有するかどうかという点を重視するのは当然であるが、それだけにとどまらず、人物についても重視して選抜している。具体的には、志望の動機が堅固であるか、円満な人格かといった面を実際の選抜において考慮している。

(ii) 募集方法

本法科大学院においては、修業年限を3年以上とする法学未修者のコースと修業年限を2年以上とする法学既修者のコースに分けて募集しており、前者の募集人員は6名程度で後者は24名程度である。募集人員については、2014(平成26)年度までは、50名(法学未修者コース15名程度、法学既修者コース35名程度)であったが、2015(平成27)年度から定員を削減し、前記の定員となっている。いずれのコースに配属されるかは、出願に際して志願者自身が選択する場合(単願)と、コースごとに可否が判定される場合(併願)とがあるが、併願の場合においても受験生が出願時に既修者コース・未修者コースのいずれを第一志望とするかを選択するものとしている。

(iii) 選抜方法

入試をめぐる状況の激変に対応するために、毎年、選抜方法に関しては、手直しを加えるとともに、多様化も図ってきた。2020(令和2)年度の入試を例にとると、すべての方式において、書類選考と筆記試験を実施している。また、法学未修者コース並びに法学既修者コースの特待生試験及びジャンプアップ試験の受験者に関しては、書類選考と筆記試験に加えて、面接試験も行っている。

書類審査においては、志願者の志望理由書の記述を中心とし、大学の学業成績、志願者の社会的活動(公的資格の有無等)その他の経歴を加味して総合的に判断している。

法学未修者コース志願者に対する筆記試験としては、小論文試験を課している。採点の際には、法律学を勉強する上で不可欠の論旨を把握する能力や論述能力を重視している。

法学既修者コースの筆記試験は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目について行っている。本法科大学院のカリキュラムの22単位を免除するに足りる能力を有しているかどうかという資格試験の要素をも有しているため、その観点からも筆記試験の審査、判定が行われる。

面接試験は、受験生の人物を見るとともに、口頭でのやり取りにおいて相手方の言う内容を理解し、それに対して自己の見解を述べる能力を調査するために行っている。

書類審査、筆記試験の出題及び採点、面接試験のいずれについても、複数の教員が関与する体制がとられている。また、書類審査や面接試験については内部で統一的な評価基準が定められている。さらに、筆記試験の採点の際には、採点者は受験番号を見ることができないようになっている。これらの点で、入試の公平性は十分に保たれている。

可否判定は、上記の各項目の総合評価によって行うが、書類審査、筆記試験、面接のい

れかにおいて極端に低い評価となった場合、また法律科目の筆記試験において極端に低い評価となった科目がある場合には、不合格としている。このことは入学試験要項で開示されている。

出願から最終合格発表までのタイム・スケジュールに関しては、出願期間終了から合格発表までが概ね1ヶ月以内となり、従来と比べて、期間の短縮が図られている。

合格者のうち、特待入試やジャンプアップ入試の合格者については入学から1年間または2年間の授業料の全額免除を認めている。また一般入試での合格者についても、優秀な成績で合格した場合には入学から1年間の授業料の全額免除を認めているほか、その他の学生への学修支援金の支給制度も置かれている。

なお、2019年度末に、西南学院大学法学部との間で法曹養成連携協定を締結した。これに伴い、法曹コース卒業予定者を対象とする入学試験を、2022（令和4）年度入試から実施する予定である。

（iv）情報提供

当該年度に実施する入学試験に関するすべての情報は、詳細について記した入試要項や出願用の各種用紙も含めて、ウェブサイトにおいて公表している。また、入試の実施回数が多いため、過去3年間について、最初の3回に実施した入試についてのみ筆記試験の問題を公表している。また、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数を記載した入試結果については、平成16年度以降全ての入試について公表している。

（b）点検・評価

本法科大学院における入学者選抜方法は、学力のみならず、人物評価という面からも適切な審査がなされうるように配慮され、国民のための司法を担う質の高い法曹となりうる者を選抜する方法として適切な選抜制度であると考えられる。実際の制度の運用の面に関しても、志願者に対しては、かなり時間をかけて慎重に審査を進めてきており、入試の厳格性・公平性という観点において適切に実施・運用されていると考えられる。

以上のような選考方法を採用しているため、かつては、本法科大学院の入試は出願から合格発表までの期間が長いという欠陥を有していた。しかし、最近では、残念ながら志願者数が減少しているため、教員の負担は重いものの、従来の選考方法を踏襲しても何とか審査ができています。

入試の実施回数は、法学既修者コース、法学未修者コースともに5回となっており、これは、全国の法科大学院の中でも多い方であると考えている。定員充足のためには回数をさらに増やすことも考えられなくはないが、質を確保した入試問題の作成といった観点からは、年5回程度が限界であると考えられる。

合格者に対する経済的支援は、他の法科大学院と比較すると見劣りする部分もあると考えられるが、限られた財源の中ではやむを得ないと考えられる。

ウェブサイトによる外部への情報提供は十分に行われている。ただし、入学試験の過去問題の公表が過去3年間に限定されていることは理由があるとは言え、各年度の当初3回分の入試に限定する必要はないと考えられる。また、問題のみならず、出題の趣旨等も公表することが望ましい。

（c）改善の方策

入学試験の厳格かつ公正な実施は現時点でも実現しているが、今後さらに選抜方法をより適切なものとするべく、各回の入学試験実施後の合否判定会議において、各回の入学試験が適切に実施されたか、内部の評価基準等について改善・修正すべき点はないかを検討すべきものと考えられる。2021年度（令和3年度）入学試験から実施する。

合格者に対する経済的支援については、引き続き財源の確保等に努めたい。

今後、法曹コース卒業予定者を対象とする入学試験の実施方法についての具体的な検討が必要となる。

外部への情報提供についてはさらに充実すべく、2020年度（令和2年度）入学試験からは、すべての筆記試験について問題及び出題趣旨・採点基準を公表することとした。

（2）社会人の受け入れについて

（a）現状の分析

社会人の受入状況を各年度の入学者に対する社会人経験者の割合で見ると、2015（平成27）年度約58%（法学未修者コース約33%）、2016（平成28）年度50%（法学未修者コース約57%）、2017（平成29）年度50%（法学未修者コース50%）、2018（平成30）年度約42%（法学未修者コース約33%）、2019（平成31）年度約59%（法学未修者コース約42%）となっている。

社会人経験者を対象とする入試は実施していない。しかし、出願に際しての提出書類として各種公的資格等の証明書を任意に提出することを認め、これらにより、志願者の多様な知識や社会的経験を合否判定の際に加味してきた。

（b）点検・評価

本法科大学院は小規模であるだけでなく、入学者数自体も低下しているため、1名の社会人経験者の入学の有無によって、社会人経験者の割合は大きく変動する。そのため、確たることは言えないが、上記の通り、社会人経験者は入学者の5割程度を占めており、その割合は決して低くはないと評価しうる。

多様なバックグラウンドを有する法曹を要請するという観点からは、社会人経験者の割合は、より高い方が望ましいとの評価も可能である。しかし、法学部を卒業する学生であっても法学の実力が不十分と考える者が法学未修者コースに出願するという状況にあること、また社会人経験の有無そのものを重視することには入試の公平性という観点からの問題もあることからすると、現在の制度においては、入学者に対する社会人経験者の割合を大幅に増やすことは難しい。

（c）改善の方策

今後も、志願者の公的資格や職業上の経験等を積極的に評価することを通じて、社会人の受入れを進めていく。

（3）収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保措置について

（a）現状の分析

収容定員90名（法学未修者18名、法学既修者72名¹）に対して、2019（平成31）年5月1日

¹ 法学既修者コースの入学定員は24名であり、標準修業年限修了者は2年間しか在籍しないが、収容定員の計算上は、 $24 \times 3 = 72$ 名となる（★規定の根拠）。

現在、在籍学生数は43名である（うち法学未修者20名、法学既修者23名、休学者を含む）。定員充足率は約47.7%であり、収容定員を大幅に下回っている。

〔別表〕

入学年度	法学未修者コース				法学既修者コース			
	定員	志願者	合格者	入学者	定員	志願者	合格者	入学者
2015年度 (H27年度)	6	47	20	6	24	50	28	13
2016年度 (H28年度)	6	24	11	7	24	42	29	11
2017年度 (H29年度)	6	17	9	4	24	57	22	12
2018年度 (H30年度)	6	32	16	6	24	41	16	6
2019年度 (H31年度)	6	62	16	12	24	75	28	17

(b) 点検・評価

在籍者数が収容定員を大幅に下回っている最大の理由は、全国的に法科大学院の志願者数自体が当初と比較して激減し回復の兆しが見えないという外部要因が大きいものと推察している。

しかし、本学としても、とりわけ法学既修者コースの入学者が募集人員を下回ってきた点については、優秀な入学者が切磋琢磨しあう機会を提供するという法科大学院の使命の一つを果たすことが困難となるなど弊害が大きいと、深刻な問題であると受け止めている。もっとも、上記に述べた外部要因があるほか、法曹養成を目的とする法科大学院の性質上、一定の基準に達していない志願者を合格させることはできず、安易に合格者の増加を図ることができないことは言うまでもない。

(c) 改善の方策

他の法科大学院との競争が激化している中、優秀な入学者を確保することは喫緊の課題であり、志願者数の増加と歩留まり率の向上のために、今後も他大学の法科大学院の入試政策などを検討した上で何らかの方策を見出したいところではあるが、入試制度としてこれ以上の方策を見言い出すことは難しい状況にある。

法科大学院のあり方からすれば、安易に合格水準を引き下げることができず、入学者の確保のためには、入学後の学生に対する教育に力を注ぐことが、結局のところ遠回りのようにいてもっとも適切な方策であると考えている。

第5章 学生の支援体制

(1) 学生への経済的支援について

(a) 現状の分析

奨学金の種類は、下記のとおりである。

○学習院大学専門職大学院学生納付金等減免制度

【2017(平成 29)年度入学者】

年次	法学既修者コース		法学未修者コース	
	特待生入試合格者	スカラシップ入試合格者	一般入試合格者	
1年次	—		入学試験成績により減免対象者選考	全員について入学から1年間の授業料全額免除
2年次	全員について入学から2年間の授業料全額免除 ^{※1}	全員について入学から1年間の授業料全額免除	入学試験成績により減免対象者選考	授業料全額免除1名、半額免除2名(1年次の学内成績 ^{※2} により減免)
3年次	授業料全額免除5名、半額免除10名(2年次の学内成績 ^{※2} により減免)			

※1 入学翌年度に進級できなかった場合は、2年目の全額免除の権利を失う。

※2 全額免除、半額免除ともに成績要件(GPA基準点数)は毎年教授会にて審議し決定。

【2018(平成 30)、2019(平成 31)年度入学者】

年次	法学既修者コース		法学未修者コース	
	特待生入試合格者	ジャンプアップ入試合格者	一般入試合格者	
1年次	—		入学試験成績により減免対象者選考	全員について入学から2年間の授業料全額免除 ^{※1}
2年次	全員について入学から2年間の授業料全額免除 ^{※1}		入学試験成績により減免対象者選考	
3年次	授業料全額免除5名、半額免除10名(2年次の学内成績 ^{※2} により減免)			

※1 入学翌年度に進級できなかった場合は、2年目の全額免除の権利を失う。

※2 全額免除、半額免除ともに成績要件(GPA基準点数)は毎年教授会にて審議し決定。

【2020（令和2）年度入学者】

年次	法学既修者コース		法学未修者コース
	特待生入試合格者	ジャンプアップ入試合格者	一般入試合格者
1年次	—		入学試験成績により減免対象者選考
2年次	全員について入学から2年間 または1年間の授業料全額免除 ※1		入学試験成績により減免対象者選考
3年次			授業料全額免除5名、半額免除10名 （2年次の学内成績※2により減免）

※1 入学翌年度に進級できなかった場合は、2年目の全額免除の権利を失う。

※2 全額免除、半額免除ともに成績要件（GPA基準点数）は毎年教授会にて審議し決定。

○学修支援金支給制度

入学試験成績の優秀者に対し、学修支援を目的とした支援金を支給する制度。

対象者：入学試験成績の優秀な法学既修者コース入学者及び法学未修者コース入学者（ただし、授業料免除対象者及び桜友会による助成者は除く。）

人数：10名程度

支給額：60万円

○学習院桜友会助成金による授業料の全額免除（2019（平成31）年度入学者まで）

初年度納付金のうち、授業料相当額を学習院桜友会助成金が負担することにより、初年度の授業相当額を全額免除とする。

対象者：学習院大学卒業生、学習院女子大学卒業生、学習院大学大学院修了生または学習院女子大学大学院修了生で、入学試験で特に優秀な成績を修めた者

○学習院桜友会助成金による奨学事業（2019（平成31）年度、2020（令和2）年度入学者対象）

各年度2名とし、月額40,000円を支給。

対象者：学習院大学卒業生、学習院女子大学卒業生、学習院大学大学院修了生または学習院女子大学大学院修了生で、入学試験で特に優秀な成績を修めた者

○学習院大学奨学金（貸与）

貸与金額：学費納付金相当額の2分の1（無利子）

○日本学生支援機構奨学金（貸与）

貸与金額：第一種奨学金（無利子）月額5万円、8万8千円の選択制

第二種奨学金（有利子）月額5万円、8万円、10万円、13万円、15万円の選択制

第一種と第二種を併用

返還免除：全額免除1名（2019(平成31)年度実績）

○学習院大学教育ローン金利助成奨学金（給付）

対象者・給付額：「教育ローン」を扱っている金融機関より教育ローンを借用した場合、当該年度に支払った金利のうち、借用年度の在籍料、授業料及び施設設備費に相当する借入累計金額の金利分を給付する。1年間の上限を5万円とする。

		2015年度 (H27年度)		2016年度 (H28年度)		2017年度 (H29年度)		2018年度 (H30年度)		2019年度 (H31年度)	
		申請 数	採用 数								
授業料免除 (全額免除) *特待生含	1年次		8		6		1		6		6
	2年次	-	1	-	8	-	11	-	5	-	12
	3年次		0		5		4		3		3
授業料免除 (半額免除)	1年次		0		0		0		0		0
	2年次	-	2	-	0	-	1	-	0	-	1
	3年次		7		4		3		4		2
学習院桜友会助成金 *特待生含		4	4	-	5	-	3	-	2	-	4
学習院桜友会助成金 奨学事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
学修支援金（給付）		7	7	-	0	-	2	-	0	-	6
学習院大学教育ローン 金利助成奨学金（給付）		-	-	1	1	0	0	0	0	0	0
学習院大学奨学金 （貸与）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本学生支 援機構奨学 金（貸与）	1種	8	8	6	6	4	4	2	2	3	3
	2種	3	3	2	2	1	1	2	2	0	0
	併用	2	2	3	3	3	3	5	5	6	6

(b) 点検・評価

①入試合格者を対象とする授業料減免の実施状況

2016(平成 28)年度入学者については、特待生入試及び一般入試を実施し、特待生入試の合格者には入学から2年間の授業料を免除し、一般入試の合格者には入学試験の成績上位者を減免の対象とした。一般入試の合格者の授業料減免はこれ以降も実施しているが、特待生入試等の一般入試以外の入試の合格者を対象とする授業料減免制度は、以下のような変遷をたどっている。

2017(平成 29)年度入学者については、新たにスカラシップ入試を実施した。この制度は、法学既修者コース及び法学未修者コースの合格者全員について、入学から1年間の授業料免除を認めるものである。スカラシップ入試は、法学既修者については特待生入試と一般入試の中間に位置づけられるものであり、法学未修者については特待生入試に代わるものである。

2018(平成 30)年度及び2019(平成 31)年度の入学者については、スカラシップ入試に代えてジャンプアップ入試を導入した。この制度は、学部の早期卒業者で優秀な学生を優遇することを目的とし、法学既修者コース及び法学未修者コースの合格者全員について、入学から2年間の授業料を免除するものである。

2020(令和 2)年度入学者については、法学既修者コースの特待生入試及びジャンプアップ入試の合格者の授業料減免を2年間または1年間とした。法学未修者コースに関しては、特待生入試、ジャンプアップ入試のいずれも行わず、一般入試の合格者のうちの成績上位者に授業料を減免することとし、2名につき1年間の授業料を免除した。

一般入試以外の入試の実施とそれに伴う授業料減免制度の変更は、入学者の人数、入学後の学習態度・成績などを考慮して行われてきた。法科大学院入試をめぐる状況が刻々と変化する中で、優秀な学生を確保するために努力を重ねた結果と評価できる。

② その他の経済支援の実施状況

学習院桜友会助成金による授業料免除は、2019(平成 31)年まで実施され、採用人数は特待生入試等による授業料免除のそれに次ぐ実績を挙げてきた。平成 31 年度からは、学習院桜友会助成金による奨学金(給付)が開始され、学習院大学卒業生を対象として各年度2名に月額 40,000 円が支給されている。

このほか、学修支援金支給制度も年度によるばらつきはあるものの、一定の実績を挙げていると考えられる。

(c) 改善の方策

優秀な学生を確保するためには、授業料減免や奨学金制度を充実させる必要がある。しかし、学習院桜友会助成金による授業料免除はすでに終了しており、新たな財源をどのように確保していくかが課題である。修了生等からの寄付等をこれまで以上に促進していくことなどを検討する必要がある。

(2) 学生の心身の健康保持及び安全・衛生への配慮について

(a) 現状の分析

保健室が平日と土曜日に開かれており、定期健康診断、健康診断証明書の発行、健康相談、救急処置を行っている。学校医、学校薬剤師、看護師が常駐し、学生の体調不良、メンタルヘルス、専門医療機関の紹介等を行っている。

学生の進路や対人関係等の悩みに対応する施設としては、学生相談室が置かれている。カウンセラー3名が常駐し、カウンセリングを行うほか、学生の希望に応じて心理テストを行っている。

気分転換と健康の増進のために、トレーニング・ルームを利用する学生も多い。

(b) 点検・評価

学生は、授業の予習・復習のために長時間、机に向かっていることが多く、体調を崩したり、精神的に不安定になったりする例もある。休憩時間にトレーニング・ルームを利用することは、心身の健康保持のために効果的であると思われる。また、保健室や学生相談室も、学生の心身の健康保持・増進に貢献している。

(c) 改善の方策

上記の施設を充実させるとともに、これらの施設の存在について学生の周知を図るべきである。

(3) ハラスメント防止のための措置について

(a) 現状の分析

ハラスメント相談窓口が設置されている。専任教員2名が相談員であり、プライバシー保護に努めながら、学生の相談に応じている。相談員が人権問題委員会に諮問し、同委員会において人権侵害があったと認定されると、学則にしたがって加害者に対する処分が行われる。

教員には、ファカルティ・ディベロップメント (FD) の一環でハラスメントに対する講習を受ける機会が提供されており、年に1度のペースで実施されており、全教員が参加を義務付けられている。

(b) 点検・評価

ハラスメントの防止及びハラスメントに関する相談への対応に積極的に取り組んでいる。

(c) 改善の方策

今後も、こうした取り組みを継続していく必要がある。

(4) 就職指導について

(a) 現状の分析

例年4月初めのガイダンスにおいて、ジュリナビの運営主体である株式会社ジュリステックの担当者による説明会を開催している他、平成28年8月に、「就職説明会—法曹以

外の可能性を探る」というテーマで、IT関係の企業に就職した修了生の体験談を含む説明会を実施した。

学生は、法曹（裁判官、検察官、弁護士）の資格を取得し、将来は実務に携わることを目的として入学している。学生には、弁護士事務所、地方公共団体へのエクスターンシップの機会を提供することによって、将来の職業選択に対して具体的イメージがつかめるような機会を提供している他専任教員や実務家教員がオフィス・アワー等を利用することによって個別的に相談に応じる機会を設けている。

また、必修科目の単位を取得することができず、進級できない学生については、本人の意向を確認しながら、法曹以外の選択肢を含めた適切な進路選択の指導を行っている。本学のキャリア・センターにおいても、法科大学院の学生も対象として、民間企業等への就職も含めた情報提供を行っている。

(b) 点検・評価

「法文書作成指導」の学生を対象として、勉強の方法を指導し、到達目標を設定することによって、進級・卒業をめざして努力する機会を与えるようにしている。

(c) 改善の方策

修了生の中には、新司法試験に合格することを途中で断念し、民間企業への就職に切り換えた者もあり、在学生のために就職に関する情報を提供してくれることもある。しかし、そうした機会をアドホックに提供するのではなく、継続的に提供するようなシステムを構築する必要がある。また、掲示板等を通じて情報共有を実施できるような体制づくりも肝要である。全学のキャリア・センターとのさらなる連携強化が検討されている。

第6章 教員組織

(1) 理念・目的・教育課程との関連における教員組織の適切性について

(a) 現状の分析

研究・教育のいずれの面において高い能力を備えた教員を、各専門分野に的確に配置すること、併せて、教育効果の向上を図る目的で、ティーチング・アシスタント (TA) やチューターを確保し、活用することを目標としてきた。本法科大学院は、実務法曹の養成を目的とする教育機関であることから、知識、法的思考能力、専門家に要求されるモラルなどすべての面にわたり見識を備えた法曹を養成することを目標に、オーソドックスなカリキュラムを編成している。学生の入学定員数は90名(1学年30名)であり、これに対して専任教員の定員数は16名として、教員組織の制度化がなされている。

(b) 点検・評価

学生数との関係では十分な数の教員が配置されている。また、教員の構成においても、研究者・実務家の別、担当分野、年齢など、すべてにわたり、おおむね均衡のとれた構成となっている。実務家教員に関しては、十分な実務経験を有する教員を揃えている。

法律基本科目のうち、憲法(野坂、青井)、行政法(大橋)、民法(大村、原)、民事訴訟法(長谷部)、刑法(林)、刑事訴訟法(安村)に関しては、それぞれ括弧内に記した者が、当該科目を適切に指導できる専任教員として配置されている。専任教員数は決して多くはないが、経験豊富で指導能力の高い教員が担当科目を指導する教員構成となっている。くわえて、本法科大学院は小規模校ではあるものの、上記のとおり、憲法及び民法の2科目については複数の専任教員を配置して、指導能力の向上を図ってきた。

なお、憲法については専任教員の定年が予想され、これに伴う人事充足が課題であったが、専任教員採用につき教授会で審査及び承認が行われ、2021(令和3)年度の着任が決定している。

(c) 改善の方策

憲法の教員採用人事について、2019年度教授会で審査の結果、承認が得られ、2021(令和3)年4月1日付で尾形健教授の着任が予定されている。

大学間で人事の流動性が高まる傾向や法科大学院における的確に指導できる教員数が限られた中で人事充足を理由とする獲得競争が展開されている状況を踏まえ、将来的な人事構想を明確化したうえで、必要な専任教員数を確保していくことが重要な課題であると考えている。

(2) 教員の適切な役割分担及び連携体制確保について

(a) 現状の分析

法曹養成を目的とした専門職大学院としての組織上の位置づけに鑑みて、かかる特質に対応した管理運営体制が構築されている。教授会を中心として、各種委員会が特定の任務を担う教員組織が一体となって、法科大学院における教育活動等を適切かつ効率的に実施する組織が設けられている。

運営に関する重要事項を審議・決定する機関として法科大学院教授会が置かれている。法科大学院教授会においては、教育課程、教育方法、成績評価、進級・修了判定、入学者選抜、

自己評価・第三者評価、その他法科大学院に関する重要事項がすべて、その議を経て決定される仕組みとされている。

なお、毎年の入試合否判定や進級・修了判定を行う教授会については、関与した法学部法学科専任教員に対してもオブザーバーとしての参加を求めている。これは、法科大学院における入試業務や教育活動等を適切に実施する上では、実際に当該活動に従事している法学部法学科専任教員の理解と協力が不可欠であるという判断に基づく。つまり、法学部法学科専任教員が、法科大学院の兼任教員として、法科大学院における教育において主要な授業を分担しているほか、法科大学院の入学試験実施に際しても出題・採点などの業務の遂行において重要な役割を果たしていることに注目して、上記のような連携を図ってきた。

教授会の下に、専任教員 11 名から成る法科大学院運営委員会を置き、緊急に対応すべき問題に関して適時に審議可能な体制をとってきた。運営委員会は、教授会に提出する議題に関して委員相互で意見交換を行い、教授会に先立ち問題点を整理する役割を果たしている。このように、運営委員会は、教員間の連携をはかる上で、要となる組織であると言える。

法科大学院の管理運営にあたっては、研究科長の補佐として主任を置き、さらに、各種任務を分担する委員会・委員体制を整備している。本法科大学院は小規模な組織であり、専任教員の数も少ないことから、すべての組織を合議体としての委員会として設けることに固執せず、迅速な意思決定機能も重視して、教員が単独で各種任務を分担する委員の仕組みを活用している。委員会ないし委員が担う任務としては、教務、学生生活（奨学金を含む）、入学試験（企画運営及び広報）、自己点検・評価、ファカルティ・ディベロップメント（FD）、キャンパスプラン、ハラスメント防止等があり、専任教員が一つまたは二つ以上の任務を分担している。新たな任務に対応する意味で、法科大学院教育を恒常的にチェックする目的で外部有識者を含めて教育課程連携協議会を設置したほか、西南学院大学法学部などとの連携協定の締結や運用を担う組織として法曹養成連携協定検討委員会を新設した。

このほか、教員組織の教育機能を高めるための施策として、教員が本学に着任後も、その教育能力を継続して開発することができるよう、FDの機会を多くもつように努めてきた。FD実施に関しては、学習院大学法務研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（2018（平成 30）年 4 月 1 日施行）、学習院大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程（2012（平成 24）年 4 月 1 日施行）が制定されている。

(b) 点検・評価

本法科大学院は、小規模な法科大学院であることから、上記のような組織形態の下で管理運営を行う点に関して、連携面において特に問題が生じていないものとする。法科大学院を取り巻く環境が常に激動を繰り返す状況下にあつて、委員会や委員などの組織形態を必要に応じて新設・改廃を繰り返すことで、外部環境への対応力を維持してきたと評価することができる。他方、分担に伴う負担という面では、専任教員数の少なさから、一人当たりの用務負担量が多くなる傾向が認められる。特に、法科大学院志願者が社会全体として減っているなかで、各法科大学院間で志願者獲得に向けた競争が激化する情勢に対応して、本学においても入試制度や広報の仕方等に関し変更を努めてきたところであり、研究科長をはじめ、入試委員など特定任務を分担している者に大きな負担が集中しがちである。また、法科

大学院では認証評価などで教員の教育経験や指導能力、業績が厳格に審査されることも影響して、法科大学院の教員には比較的ベテランの人材が登用され、若手教員の採用が限定される傾向にある。このため、任務負担が増加する中で必要なマンパワーを確保していくという観点からは、比較的若手教員を積極的に採用するように努めていく必要がある。

FD活動に関しては、機会を見て積極的に開催するように努めてきた結果、2017年度には7回、2018年度には4回、2019年度に3回ほど実施してきた。その内容も、教員相互の授業参観、未修者支援教育のあり方、授業計画策定にあたっての意見交換、配慮の必要な学生に対する意見交換、遠隔授業に関する問題点の報告会、教育支援システムの利用方法、学生アンケートに対する対応方法など、多岐にわたる。

(c) 改善の方策

新たなカリキュラムや入試制度のあり方に合わせて、運営方法についても改革してゆることが考えられる。不要な会議を廃止すること、委員会や委員の見直しを進めること、オンライン会議の活用などは、これまでも着手してきたが、一層の徹底が必要である。また、十分な志度運用力があることは不可欠の前提ではあるが、その上で、若手の教員の充足に努めることは今後の課題である。

FD活動は、今後も、積極的に実施して教員個人の教育スキル向上に努めるべきであろう。

(3) 研究支援職員の充実度について

(a) 現状の分析

法務研究科には3名の副手が配属されている。副手は、法科大学院内の教務・庶務などのほかに、実務家教員も含めて専任教員数名に1人の割合で研究の支援を行っている。これは、他大学には見られない特色ある組織形態であり、教員として教育・研究活動を進める上で非常に有用なシステムである。本法科大学院が少人数の教員組織で多種多様な業務をこなす上では、副手制度は不可欠な組織となっている。

(b) 点検・評価

TAは、目下のところ、学部・法学研究科の授業のためだけに認められており、法務研究科には制度として整備されていない。TA有資格者（法学研究科の大学院生）が極端に少ないことが、この制度の整備や活用を遅らせている原因である。副手に関しては、ここ数年、外部における雇用環境が改善されたことの影響で、副手の充足に関して十分な応募を得られずに、副手経験者に申請を促すなど、楽観できない状況が続いている。法科大学院という特殊な教育機関において多種多様な業務が常時発生している状況にあっては、副手を人材派遣サービス等で代替することは極めて困難である。現在行っているように、採用年次を異にする副手採用を図りながら、日々の職務において新人副手の教育訓練を行い、その育成を行っていく仕組みを維持・発展させていくことが重要である。

(c) 改善の方策

将来は、法科大学院を修了し司法試験の結果発表を待っている法務研修生をTAとして活用することや、チューター制度の一層の活用、指導時期の早期化などが考えられる。副手採用に関しては、こうした職種に関する情報を外部に対し一層積極的に発信することや、近時開始した取り組みのように、副手の職場見学会などの開催を通じて、応募者の発掘と職務

への理解を深めることが不可欠である。

(4) 教員の募集・任免・昇進に関する基準及び手続について

(a) 現状の分析

教員の募集・任免・昇進に関する基準及び手続を透明で明確なものとするために、以下のような規程や内規の整備を図ってきた。こうした規程及び内規により、教員の募集・任免・昇進は、慎重な手続を経た上で法科大学院教授会において決定されている。

学習院大学法科大学院教員選任規程（2015(平成27)年4月1日施行)

学習院大学法科大学院実務家教員規程（2014(平成26)年4月1日施行)

学習院大学法科大学院実務家教員規程に関する内規（2011(平成23)年4月1日施行)

教員の採用及び昇格の手続に関する内規（2019(令和元)年6月11日施行)

(b) 点検・評価

採用人事の手順としては、法科大学院教授会で審査委員会を設置し、専門分野の教員を主査、関連する分野の教員を副査として、候補者の業績を審査した。審査委員会で約1カ月をかけて審査を行ったのち、審査結果は教授会で報告され、それに基づいて採用の決議が教授会で行われている。

決定された教員の人事に関しては、学内の部局長会議である専門職大学院研究科長会議及び学部長会議に報告を行ってきた。併せて、法学部は法務研究科とは組織を異にするが、法学部教員も法務研究科の授業を担当するなど、教育計画などにおいて関連が密接であるため、どのような人事が行われたかを法学部にも報告している。同様の理由から、法務研究科における専任教員の人事は、法学科の科会でも報告を行ってきた。

実務家教員の任期は3年であり、他方、研究者教員について任期制は採用していない。このように、実務家教員については任期制が導入されている一方で、研究者教員については流動化を促進させる措置を格別講じていない。その理由は、現状では、研究者教員に任期を設定した場合には、優秀な教員を迎え入れる点で支障になることが予想され、流動化促進措置としての有効性が必ずしも高くないと考えられることによる。

(c) 改善の方策

本法科大学院の特色として、教員に優秀な人材をそろえていることに起因して、他大学に引き抜かれることがあり、この点では、教員の流動化に貢献している結果となっている。この点に関し、措置は格別講じていない。

法学部とは上記のように教育面で密接な連携関係があるため、今後も、教育面での工夫などを中心に、両組織の間で密接な連携関係を強化していくことが必要である。

(5) 教員による研究活動について

(a) 現状の分析

各教員が十分な研究時間をとることができるように、授業及び学内行政の負担を調整し、併せて、国内・在外研修制度の利用を進めてきた。海外派遣に関する基準及び手続としては、

学習院大学長期国内外研修規程（2018（平成30）年4月1日）、学習院大学長期国内外研修規程運用内規（2020（令和2）年4月1日施行）、学習院大学における内外研修費を使用した短期海外出張に関する内規（2011（平成23）年4月1日施行）が存在する。また、研究活動に必要な図書・雑誌を充実させるべく、文部科学省の私立大学等研究設備等整備費補助金を申請するなどの努力を続けている。

本研究科の教員の研究活動を示す意味で、法務研究科における科学研究費補助金の申請・採択状況、受領補助金額を挙げると、以下のとおりである。科研費の申請件数や採択数は少ない。

	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (令和元年度)
申請件数	0	0	1	1	1
採択件数	0	0	1	1	1
継続件数	1	1	0	1	2
当年度件数計	1	1	1	2	3
当年度交付額	1,560千円	1,560千円	1,560千円	2,210千円	3,510千円

教員の研究活動を出版助成する大学の仕組みとして、学習院大学研究叢書刊行及び研究成果刊行助成規程（1985（昭和60）年4月1日施行）、学習院大学研究成果刊行助成に関する内規（2018（平成30）年4月1日）が制定されている。

(b) 点検・評価

一般に、法科大学院の教員は授業等で疲弊しているといわれているが、本法務研究科の教員はそうした厳しい環境のもとで地道な研究活動を行い、学界で評価される学術論文を多数発表している。例えば、本法務研究科教員が大学の出版助成により刊行した著書は、以下の通りである。

著者	出版年	タイトル	出版社
長谷部由起子	平成28(2016)年2月	民事手続き原則の限界	有斐閣
若松 良樹	平成28(2016)年11月	自由放任主義の乗り越え方 — 自由と合理性を問い直す	勁草書房
大橋 洋一	平成31(2019)年2月	対話型行政法の開拓線	有斐閣

くわえて、特筆すべきことは、教員の多くが政府の審議会、自治体・民間団体の委員会・研究会のメンバー、さらには国家試験（司法試験など）の考査委員などになって、各自の研究成果を社会に還元していることである。

(c) 改善の方策

改善点としては、図書・雑誌の充実に一層積極的になるべきことである。また、本学の科学研究費補助金採択率は全国的に見ても高いことから、一層の申請が望まれるところである。また、大学による出版助成制度を継続して活用していくことも望まれる。

(6) 教員の研究条件の整備について

(a) 現状の分析

研究条件に関し、以下では、個人研究費、個人研究室に重点を置いて、点検する。

本法科大学院は専門職大学院であるから、実務に焦点を当てた法理論教育を実践することが本旨であり、そのためには、教育の前提となる研究活動の一層の充実が不可欠である。現在個人研究費は教員一人当たり年間 40 万円が支給され、研究旅費もその中から支弁されることが許容されている。

2011(平成 22)年度に中央教育研究棟が新設され、法科大学院の施設、研究環境は大幅に改善された。具体的には、教員の研究条件整備に関連をもつ施設としては、以下のものが設置された。

・研究室：20 室

専任教員の個人研究室の他、特別招聘教授が講義の前後などに利用可能な特別招聘教授室 1 室のほか、本研究科に在籍した名誉教授や前教授が利用できる前教授室 1 室を設けている。

・判例資料室：1 室

・法務研究所：1 室

・法務研究所会議室：1 室

・小会議室：1 室

・多目的室（会議室）：1 室

・ワークステーション：1 室

・法務研究科長室：1 室

・秘書室（現法務研究科事務室）：1 室

・資料室（現法務研究科研究補助室）：1 室

・教員用ラウンジ（談話室）：1 室

(b) 点検・評価

個人研究費は金額及びその用途に関して全学的に統一されており、研究遂行の上で、有用な資金となっている。なお、研究旅費を個人研究費の中から支出することについては、研究活動の性質上旅費の支出が多い場合には、個人研究費の使用を圧迫する可能性がある。

上記のように新棟が建設され法科大学院の専任教員は研究室を移動した。その結果、法学部・経済学部図書センターとは建物を異にすることとなった。

(c) 改善の方策

個人研究費の利用にあっては、旅費等が過大にならないようにバランスのとれた利用に留意すべきであろう。個人研究費には限りがあることから、各教員が外部資金を導入することに一層積極的であることが望まれる。

(7) 教員の研究時間を確保する方途について

(a) 現状の分析

本法科大学院では、6 年間に 1 回ほど研究休暇をとることができる仕組みになっているが、難問が山積する法科大学院では課題が多く、制度が予定したとおりの運用が困難な状況

が続いてきた。

国内・在外研修制度は、法学部法学科に準拠して整備されている。近年では、この制度を利用して教員の研究時間の確保を促す運用に重点を置いてきた。その結果、長期研修に関しては、2015(平成27)年度から2017(平成29)年度にかけての2年間に1名が実施したほか、上記制度を利用して、2018(平成30)年度、2019(平成31)年度には1名ずつ研修期間を確保するなど、ほぼ毎年にもわたる利用の実績が達成されてきた。2020(令和2年度)についても、長期研修の利用が1名決定している。

(b) 点検・評価

教員の研究活動を活発化し、成果を挙げさせるためには、定期的に研究に専念する機会を設けることが実現さなければならず、近年実施してきた長期研修促進は継続していく必要があると考える。

(c) 改善の方策

研究休暇制度は半年程度の期間とするなど、短期で柔軟な形でも実施すべきであり、そのためには教員の増員を図ることや、多様な研究休暇計画の策定と、それに基づく休暇取得の奨励が必要になると考えている。

第7章 管理運営

(1) 管理運営体制の適切性について

(a) 現状の分析

本法科大学院は、その発足以来専門職大学院法務研究科として位置づけられ、独自の教授会を有し、その管理運営上の自主性・独立性が確保されている。その点において、各学部の上に置かれる大学院各研究科とは異なっている。したがって、本法科大学院は、本学における大学院各研究科により構成される大学院委員会の構成メンバーとなっていない。

本法科大学院には、その長として専門職大学院法務研究科長（以下「研究科長」という）が置かれる。研究科長は、本法科大学院教授会において選出され、法科大学院の管理運営を統括する。研究科長は、原則として毎月1回開催される法科大学院教授会を、その議長として主宰し、本法科大学院に関する各種の案件の処理を主導する。また、研究科長は、教授会開催の前に、教授会の審議の円滑な進行を図るため、運営委員会を招集し、教授会において審議決定すべき重要事項について予め問題点を洗い出し、委員の間で意見交換をしたのち教授会に議題として提出するようにしている。さらに、研究科長は、原則として毎週1回開催される学部長会議・専門職大学院研究科長会議（「合同会議」と通称される）に出席し、法科大学院を代表して大学全体の管理運営に関する審議に加わる。

(b) 点検・評価

本法科大学院は小規模な組織であり、専任教員の数も少ないことから、運営委員会や自己点検・評価委員会のほかは、あえて細分化された委員会組織を設けることはせず、専任教員が管理運営に関する各種の業務を分担する仕組みを採用している。これにより教育面のみならず管理運営に関しても、教員間の情報共有とそれに基づく適切な業務の遂行が確保されていると評価できる。

(c) 改善の方策

しいて言えば、上記の仕組みは専任教員各自に過剰な負担をもたらす危険がないではない。今後も本法科大学院が自立的な組織として発展を続けていくためには、その点に格別の注意を払い、事務室や研究補助室とも連携して、バランスのとれた業務の遂行に努める必要があると考える。

(2) 事務体制の適切性について

(a) 現状の分析

本法科大学院の事務については、現在法務研究科事務室において職員3名（実働部隊の職員2名のほかに管理職として課長1名を配置。ただし、課長は、現在学生センター教務課長が兼務している）を中心に行われている。法務研究科事務室では、この3名のほか、アルバイト1名の雇用が認められ、事務の補助作業に従事している。また、毎年度の授業運営や成績処理に関しては、学生センター教務課の各担当者、入試の実施等に関しては、アドミッションセンターの法科大学院入試担当者と連携して適切な事務処理を行っている。

(b) 点検・評価

法務研究科事務室における事務処理は、幸いにして有能な事務職員とアルバイトを確保

してきた。しかし、法務研究科事務室の業務は年々多様化・複雑化しており、現在の人員では各担当者にとって相当の負担超過となっていることも事実である。

(c) 改善の方策

本法科大学院の管理運営を円滑に実施していくためには、事務体制の改善が不可欠であると考えます。もっともこれ以上の人員増は望めないため、業務の態勢を見直し、各担当者の負担を軽減していくことが肝要であると考えます。他の事務部門などとの業務の分担や連携のあり方について更に協議を重ね、より効率的かつ円滑な事務の遂行を図っていくこととされている。

第8章 施設、設備及び図書館

(1) 施設、設備等の整備について

(a) 現状の分析

現在、中央教育研究棟に存在する法務研究科の専用施設は、9階に専用自習室4室、ロッカー室、10階に学生図書室、判例資料室、演習室3室、学生指導室2室、学生用ラウンジ、11階に法務研究科長室、法務研究科事務室、法務研究科研究補助室、法務研究所、小会議室、多目的室、ワークステーション、教員用ラウンジであり、専任教員の個人研究室が10階、11階に合わせて20室である。講義室、演習室としては、上記の専用施設の他に、全学共同利用の教室が用いられており、ここには模擬法廷教室も含まれている。

図書に関しては、従来から法学部、経済学部、法学研究科、政治学研究科、経済学研究科、経営研究科の利用を念頭において、大学図書館とは別に運営されてきた法経図書センターが存在しており、2006(平成18)年度以降、法務研究科がその運用に加わる形で、既存の蔵書を有効活用している。

さらに、最近では、学生図書室を充実させることに努めている。また、その管理・運営にも、改善を試みている。

(b) 点検・評価

中央教育研究棟への移動により、これまで分散して存在してきた法務研究科長室・秘書室、専任教員の個人研究室、会議室、学生の自習室などが同一の建物に集中し、教育・研究活動における交流が効率的に行われ得る環境が整った。また、法務研究科専用の事務室、研究補助室、資料作成室なども新設された。

学生の自習室は、4室で、それぞれ55、55、44、44席の合計198席が、法務研究科の学生、法務研究生、法務研修生専用として準備され、基本的には7時から23時まで活用されている。自習室ではパーティションで一人ずつ仕切られた机と椅子を1席として数えている。さらに、法経図書センターの3階、4階の書庫内に設けられているPCの利用できるキャレル36席は大学院生専用である。法経図書センターには5階の58席、6階の142席、7階の152席と多数の閲覧、自習用の席があり、その中でも、7階のPCの利用できる自習席16席、グループ学習室2室(18席)は法務研究科の学生が比較的頻繁に利用している。法経図書センターの利用時間は、書庫内のキャレルや自習席も含め、原則、8時50分から20時または21時までである。

法務研究科学生専用の自習室では大学のLANに接続が可能で、希望する学生にはPCを貸与しており、そのほかPCを持ち込めば大学のLANに接続することは可能である。本法科大学院では教員(法学科含む)及び学生対象にTKCの法科大学院教育研究支援システム、LICのLLI主要法律雑誌判例検索システム利用契約を結んでおり、大学のLANを経由すれば法務研究生、法務研修生をも含めてTKCのLEX/DBや第一法規の法情報総合データベースの利用も可能である。

現在、4室全ての席を固定席としている。以前は55席の自習室1室のみが固定席であり、他は自由席であった。自習室の席数は在籍者数を上回っているが、自習室の席を確保するという理由で本やノートなどをいちいち持ち歩かずに、固定した席上に置く学生が増え、他の学生との間で摩擦が生じることがあったため、現在は全自習室について使用席を

事務室に申請するという方式を採用し、学生の利用しやすい環境を整えている。

また、自習室より法経図書センター内の書庫などを自分の勉強環境として好む学生も少なからずいる。

ロッカー室のロッカーは、法務研究科学生1人に1個が貸与されている。

法務研究科の学生、法務研究生、法務研修生専用の判例文献等資料室には、判例時報、判例タイムズ、法学協会雑誌、最高裁判所判例集、民商法雑誌等の法律判例文献情報が、バックナンバーも含め、配架されており、このための予算は年間約21万円である。

学生全員にアカウントを設け、大学のLANへの接続を可能にしていることから、（自習室も含む）学内のどのPCからでも、9階廊下に設置されている4台のプリンターを利用することができる。（現在、印刷枚数制限はしていない。）また、学生用図書室には、2台のコピー機も設置されており（学生には1人に500枚分のコピーカードを配付、必要に応じて1000枚までを限度に追加配付も行う）、必要な資料へのアクセスと利用環境は十分に保障されているといえることができる。

法務研究科が、法学部、経済学部、国際社会科学部及び関連する研究科と共同で利用している法経図書センターは、年間予算約2億5千万円、蔵書数約68万冊、学術雑誌（和洋）約1997タイトル、電子ジャーナル355タイトルの他、51の商業データベースと契約している（2019(平成31)年度時点）。

学部図書館であるが、中規模大学の総合図書館と比べても遜色のない規模、内容である。図書に関する限り、法務研究科独自の図書施設・設備を敢えて設ける必要はなく、むしろ、共同利用にスケール・メリットがある。

(c) 改善の方策

中央教育研究棟への移転により、東2号館にある法経図書センターへのアクセスや法学部の共同研究室に所属する副手との連絡が若干不便となったが、教員の研究活動や授業に関する補助業務を行う法務研究科補助室が2012(平成24)年度に設置されたため、法学部共同研究室とのアクセスに関しての問題は減少した。法経図書センターでは中央教育棟に図書返却ボックスを設置して図書返却の便宜を図っている。

(2) 大学院学生用自習室等の整備状況について

(a) 現状の分析

既に(1)において述べたように、自習室におけるPC、大学内のLANとデータベースへのアクセス、さらに、東2号館や西2号館に設置されているフリー・スタンディングPCの利用などの状況からすると、法務研究科における学生に必要な環境は整備されている。

(b) 点検・評価

少なからぬ学生が、朝は8時前から、夜は23時の閉室時まで、また、日曜や授業のない期間も積極的に自習室を利用しており、年末年始の利用制限の撤廃に対する要望もある。非常によく利用されているといえる。このように長時間、長期間にわたり、学内で過ごしていることから、より快適な環境、たとえば食事をするラウンジ・スペースの確保や授業のない期間中の食堂等に対する要望などにも応えて中央教育棟には10階に学生用ラウンジ

が設けられ、また1階ではファースト・フードの店舗、12階にはレストランが営業されており、それぞれ既によく利用されている状況である。

(c) 改善の方策

学生用ラウンジの空調の稼働時間が短かったため、稼働時間の延長を行った。今後も施設利用に不備があるたびに適切な対応を講じていく必要がある。

自習室の利用の仕方については、学生の不満が解消するよう、これからも丁寧な説明に努める。

(3) 施設、設備等の維持管理に関する責任体制について

(a) 現状の分析

校内において、施設・設備等を維持・管理する最終的な責任は学校法人の施設部にあるが、日常的な維持・管理は、関係する部局が行っている。法務研究科は、法務研究科専用施設については、日常的な維持・管理を行っている。また、法経図書センターに関しては、日常的な維持・管理はセンターが行うが、全体としては法学部、経済学部と法務研究科が共同で運営についての判断をしている。

講義室、演習室等については、原則、大学（教務課）が全体として行っているが、中央教育研究棟10階の演習室及び学生指導室については、法務研究科専用の演習室として、法務研究科が維持・管理している。

(b) 点検・評価

法務研究科の授業は実務家教員や外部講師招聘との関係で6限（18時から19時30分まで）に開講されることがある。その場合には、講義室、演習室等の利用に関しても、大学（教務課）ではなく、法務研究科長が責任を持つかたちとなっている。

(c) 改善の方策

法務研究科専用の講義室を確保し、法務研究科単独で維持・管理することも考えられるが、教室全体の利用効率からすると、現在のように、大学が全体として利用を調整することの方が効率的であり、当面はこのやり方を維持していくこととしたい。

第9章 社会への対応

(1) 国や地方公共団体等の政策形成への寄与

(a) 現状の分析

教育・研究活動を充実させるとともに、研究成果を国・地方自治体の政策形成への寄与等により社会に還元する努力を続けることを目標としている。この目標に従い、個々の教員が国や地方公共団体等の政策形成に積極的に寄与している。その例としては、以下のものがあげられる。

(i) 地方公共団体での活動

- ・ 豊島区 公文書管理のあり方検討委員会・委員
- ・ 豊島区 行政不服審査会・委員
- ・ 豊島区 行政情報公開・個人情報保護審議会・委員
- ・ 千葉県立保健医療大学 研究倫理審査委員会・委員

(ii) 国の機関での活動

- ・ 文部科学省 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会・専門委員
- ・ 法務省 法制審議会民法（相続関係）部会・委員
- ・ 法務省 法制審議会民法特別養子制度部会・委員
- ・ 法務省 法制審議会民法（親子関係）部会・委員
- ・ 法務省 法制審議会 会社法制（企業統治等関係）部会・委員
- ・ 法務省 民事局・調査員
- ・ 法務省 司法試験委員会・委員
- ・ 法務省 司法試験及び司法試験予備試験・考査委員
- ・ 最高裁判所 行政不服審査委員会・委員
- ・ 内閣府 地方分権有識者会議 提案募集検討専門部会・委員
- ・ 金融庁 金融審議会・委員
- ・ 国土交通省 社会資本整備審議会・委員
- ・ 国土交通省 今後の市街地整備のあり方に関する検討会・委員
- ・ 国土交通省 大規模盛土造成地防災対策検討会 委員
- ・ 総務省 行政不服審査会・委員
- ・ 総務省 地方議会・議員に関する研究会・委員
- ・ 総務省 住民訴訟制度の見直しに関する懇談会・委員
- ・ 独）大学改革支援・学位授与機構 国立大学教育研究評価委員会・専門委員
- ・ 独）大学改革支援・学位授与機構 法科大学院認証評価委員

(iii) 国際機関での活動

- ・ 国際比較法アカデミー・準会員
- ・ 私法統一国際協会・理事
- ・ 私法統一国際協会 ケープタウン条約の政府専門家会合および外交会議日本政府代表
- ・ 国連国際商取引法委員会 担保作業部会の日本政府代表

(iv) 企業・業界団体・公益法人等と連携しての活動

- ・ 日本銀行 金融研究所・顧問

- ・ 日本取引所自主規制法人・外部理事
- ・ 日本証券業協会・公益理事

(b) 点検・評価

上記以外にも、審議会や研究会等の構成員として政策形成に寄与している例は多い。既に相当程度の寄与が達成されているといえることができる。

(c) 改善の方策

国や地方自治体の政策形成への寄与という面で意義を有するような研究を引き続き積み重ねていくことが重要である。

(2) 企業等との連携について

(a) 現状の分析

本法科大学院は、複数の法律事務所と教育研究上の連携を行っている。まず、多くの法律事務所や公的機関に夏季のエクスターンシップとして学生を派遣している。また、これらの法律事務所の弁護士が法務研究所主催の研究会に参加している。エクスターンシップ派遣先としては、具体的には、荒木・西畑・三崎法律事務所、光和総合法律事務所、古賀総合法律事務所、松尾総合法律事務所、日本司法支援センター 法テラス千葉、豊島区（総務部総務課法規グループ）に学生を派遣した（2019(平成 31)年度）。

また、個々の教員が企業・業界団体・公益法人等と連携して研究・教育活動を行っている例も少なくない。具体的には、公益社団法人商事法務研究会における公益信託研究会その他の研究会や一般社団法人全国銀行協会における金融法務研究会への参加等があげられる。

(b) 点検・評価

企業等との連携は十分な水準で行われている。今後もこれを継続していくことが必要である。

(c) 改善の方策

法律事務所と連携したエクスターンシップは学生の要望にこたえて始められたものであり、参加した学生からの評価も高い。今後も拡充していきたいと考えている。

おわりに

本評価書で指摘した現状分析を法科大学院スタッフ全員で共有しながら、改善の方途で示した方策を1つずつ積極的に進めていくことが必要である。「学習院大学法科大学院自己点検・評価規程」に従い、改善の達成状況は引き続き自己点検の対象としながら、その結果をホームページ等で公表することを通じて、本法科大学院教育の質を高めるとともに、教育組織としての説明責任を果たしていくことがとりわけ重要であると考えている。